

第 14 水噴霧消火設備等の設置に係る取り扱い

政令第 13 条第 1 項に規定する水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下この項において「水噴霧消火設備等」という。）の設置に係る取り扱いは、次によること。

1 防火対象物の道路の用に供される部分

政令第 13 条第 1 項の規定により防火対象物の道路に供される部分で、床面積が、屋上部分にあつては 600 m<sup>2</sup>以上、それ以外の部分にあつては 400 m<sup>2</sup>以上には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「防火対象物の道路の用に供される部分」として規制の対象となる道路は、建築物と一体をなすと認められる構造のものであり、建築物と分離構造をなしている道路は含まれないものであること。

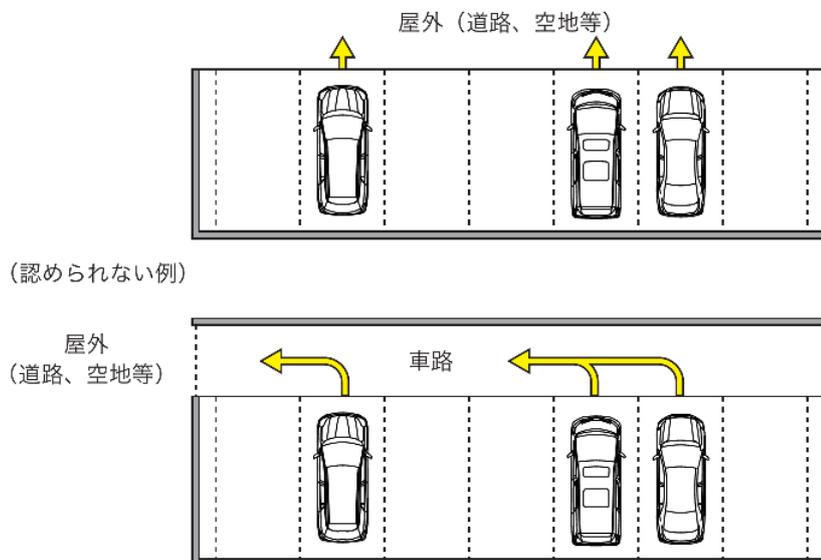
従って、高架下に構造的に分離して設けられている建築物を有する高架道路、建築物の構造と分離して設けられている地下トンネル内の道路等は、該当しないものであること。

また、道路と建築物とが一体をなすと認められる防火対象物の道路の用に供される部分としてとらえる場合における当該道路については、省令第 31 条の 8 において、道路法による道路等交通の用に供される道路で自動車の通行が可能なものが定められているものであること。

従って、防火対象物の関係者、利用者等が主として使用する当該防火対象物内の通路、傾斜路、駐車場進入路等及び敷地内の防火対象物への取り付け通路等は、これに含まれないものであること。

2 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造

政令第 13 条第 1 項の規定により駐車のために供される部分で、当該部分の床面積が、地階又は 2 階以上の階にあつては 200 m<sup>2</sup>以上、1 階にあつては 500 m<sup>2</sup>以上、屋上部分にあつては 300 m<sup>2</sup>以上の防火対象物には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階」とは、第 14-1 図の例に示すとおり、自動車が横に 1 列に並んで収容されている車庫のように、それぞれの車が同時に車路等を通らず直接屋外（道路、空地等）に出ることができるものをいうが、列に並んで収容されるものも同時に屋外に出ることができるものと解して差し支えないものであること（直接屋外に出ることができる部分が常時外気に直接開放されているものに限る。）。



第 14-1 図

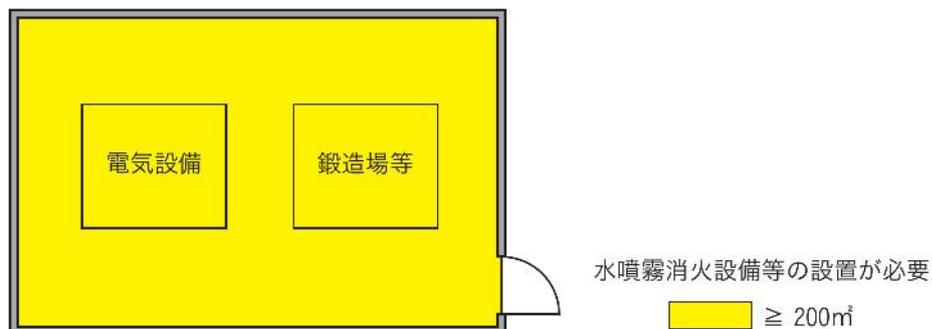
3 電気設備が設置されている部分

- (1) 政令第 13 条第 1 項の規定により、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分（以下この項において「電気設備」という。）で、床面積が 200 m<sup>2</sup>以上の防火対象物又はその部分には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等が該当するものであること。  
ただし、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
- ア 配電盤又は分電盤
  - イ 電気設備のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの
  - ウ 電気設備のうち容量が 20KVA 未満（同一の場所に 2 以上の電気設備が設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう。）のもの
  - エ 電気設備の冷却又は絶縁のため、油類を使用せず不燃性ガスである SF 6（六フッ化硫黄）のみを使用するもの
- (2) 電気設備が設置されている部分の床面積は、第 2 章第 3 建築物の床面積及び階の取り扱い 2 (6) によること。

4 多量の火気を使用する部分

- (1) 政令第 13 条第 1 項の規定により鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この項において「鍛造場等」という。）で、床面積が 200 m<sup>2</sup>以上の防火対象物又はその部分には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、入力合計が 350kW 以上のものが設置されている場所が該当するものであること。
- (2) 鍛造場等の床面積の算定は、第 3 建築物の床面積及び階の取り扱い 2 (6) によること。

- 5 電気設備の部分と鍛造場等の部分とが同一の室にあり（区画はされていない。）、当該部分の床面積が 200 m<sup>2</sup>以上の場合は、水噴霧消火設備等の設置が必要であること。  
(第 14-2 図参照)



第 14-2 図

6 通信機器室

政令第 13 条第 1 項の規定により通信機器室で、床面積が 500 m<sup>2</sup>以上の防火対象物には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「通信機器室」とは、次に掲げる室その他これらに準ずる室をいうものであること。

ア 電話通信機器室

電話通信を行うに必要な機器が設けられている室で、自動機械室、市外機械室及び手動交換室にこれらの機械の保守及び調整を行う電話調整室、試験室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。)並びにケーブル室(ケーブル内に乾燥空気を供給する装置が置かれるガス施設室を含む。)をいう。

イ 電報通信機器室

電報通信を行うに必要な機器が設けられている室で、中継交換機械室、加入電信機械室、電信機械室及び通信室(これら機械の保守及び調整を行う加入電信試験室、電信試験室、加入電信調整室、印刷電信調整室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。)並びにケーブル室をいう。

ウ 無線通信機器室

無線通信を行うに必要な機器が設けられている室で、無線機械室(冷却のためのブロア室、無線機械の保守及び調整を行う無線調整室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。)をいう。

エ 搬送通信機器室

搬送通信に必要な機器が設けられている室で、搬送機械室(これら機械の管理、保守及び調整を行う回線統制室、搬送試験室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。)をいう。

オ データ通信機器室

データ通信及び料金計算を行うに必要な機器が設けられている室で、データ(料金計算を含む。)通信機械室(計算機械室、データプリント室、さん検孔室、テープ保管室その他これらに付随する調和機室及び前室その他これら機械の保守及び調整を行う計算機調整室を含む。)並びにケーブル室をいう。

7 合成樹脂類

(1) 不燃性又は難燃性の判断について

政令第 13 条第 1 項の規定により合成樹脂類で、危政令別表第 4 で定める数量の 1,000 倍以上貯蔵し、又は取り扱う政令別表第 1 に掲げる建築物その他の工作物には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「不燃性又は難燃性」の判断は、試験の再現性等を考慮して JIS K7201 に定める酸素指数法により判断することとし、当該試験法に基づく酸素指数 26 以上のもの及び固体でないものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱うこと。

なお、参考に合成樹脂類として一般的に使用されているもので、酸素指数が 26 未満のものを第 14-1 表に、また酸素指数が 26 以上のもの及び固体でないものを第 14-2 表に示すものとする。

この場合、第 14-1 表に示すものであっても、難燃化を行い、酸素指数が 26 以上となる場合があるので留意すること。

(2) 貯蔵又は取り扱いについて

「貯蔵し、又は取り扱うもの」とは、一定量以上の合成樹脂類を倉庫において貯蔵する場合、工場において製造、加工する場合等をいうものであり、一定場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子等、ホテルのベッド類、倉庫の保温保冷のため断熱材として使用しているもの等は該当しないものであること。なお、販売を目的として展示しているものは、貯蔵又は取り扱いに含まれるものであること。

第 14-1 表 (酸素指数 26 未満のもの)

アクリルニトリル・スチレン共重合樹脂 (A S)  
アクリルニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (A B S)  
エポキシ樹脂 (E P) ……接着剤以外のもの  
不飽和ポリエステル樹脂 (U P)  
ポリアセタール (P O M)  
ポリウレタン (P U R)  
ポリエチレン (P E)  
ポリスチレン (P S)  
ポリビニルアルコール (P V A L) ……粉状 (原料等)  
ポリプロピレン (P P)  
ポリメタクリル酸メチル (P M M A、メタクリル樹脂)

(注) ( ) 書は略号又は別名を示す。

第 14-2 表 酸素指数 26 以上のもの又は液状のもの

フェノール樹脂 (P F)  
ふつ素樹脂 (P F E)  
ポリアミド (P A)  
ポリ塩化ビニリデン (P V D C、塩化ビニリデン樹脂)  
ポリ塩化ビニル (P V C、塩化ビニル樹脂)  
ユリア樹脂 (U F)  
けい素樹脂 (S I)  
ポリカーボネート (P C)  
メラミン樹脂 (M F)  
アルキド樹脂 (A L K) ……液状

(注) ( ) 書は略号又は別名を示す。

第 14 水噴霧消火設備等の設置に係る取り扱い

(参考) 政令第 13 条第 1 項表

防火対象物又はその部分		消火設備
別表第 1 (3)項口に掲げる防火対象物		泡消火設備又は粉末消火設備
別表第 1 に掲げる防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機又は垂直離着陸航空機の発着の用に供されるもの		泡消火設備又は粉末消火設備
別表第 1 に掲げる防火対象物の道路（車両の交通の用に供されるものであつて総務省令で定めるものに限る。）の用に供される部分で、床面積が、屋上部分にあつては600㎡以上、それ以外の部分にあつては400㎡以上のもの		水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備
別表第 1 に掲げる防火対象物の自動車の修理又は整備の用に供される部分で、床面積が、地階又は 2 階以上の階にあつては200㎡以上、1 階にあつては500㎡以上のもの		泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
別表第 1 に掲げる防火対象物の駐車のために供される部分で、次に掲げるもの 一 当該部分の存する階（屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は 2 階以上の階にあつては200㎡以上、1 階にあつては500㎡以上、屋上部分にあつては300㎡以上のもの 二 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの		水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
別表第 1 に掲げる防火対象物の発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分で、床面積が200㎡以上のもの		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
別表第 1 に掲げる防火対象物の鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分で、床面積が200㎡以上のもの		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
別表第 1 に掲げる防火対象物の通信機器室で、床面積が500㎡以上のもの		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
別表第 1 に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第 4（以下この項において「危険物政令別表第 4」という。）で定める数量の1,000 倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの	危険物政令別表第 4 に掲げる綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。）、糸類、わら類、再生資源燃料又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る。）に係るもの	水噴霧消火設備、泡消火設備又は全域放出方式の不活性ガス消火設備
	危険物政令別表第 4 に掲げるぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品に限る。）又は石炭・木炭類に係るもの	水噴霧消火設備又は泡消火設備
	危険物政令別表第 4 に掲げる可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）に係るもの	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
	危険物政令別表第 4 に掲げる木材加工品及び木くずに係るもの	水噴霧消火設備、泡消火設備、全域放出方式の不活性ガス消火設備又は全域放出方式のハロゲン化物消火設備